

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 令和3年度税制改正 納税管理人制度の見直し

国内に住所等を持たない非居住者および外国法人は、納税管理人を選定しなければなりません（通法117①）。そして選定された納税管理人は、この非居住者および外国法人に代わって申告書の提出や納税等を行わなければなりません（通法117①、通基通第117条関係2）。令和3年度税制改正では、この納税管理人制度の拡充が行われました。

制度の概要

1. 納税管理人

納税管理人とは、国内に住所等を持たない非居住者および外国法人である納税者が処理すべきものとされる国税に関する事務について、これらの代わりにその処理を行う者をいいます（通法117①）。なお、納税管理人は、できるだけ納税地を所轄する税務署の管轄区域内に住所等を有する者のうちから選任される必要があります（基通第117条関係3）。

2. 納税管理人の処理の範囲

納税管理人が、納税者に代わって処理すべき事項は、不服申立てに関する事項を除いて下記のとおりです（通法117①、基通第117条関係2）。

- ① 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、その他書類の作成ならびに提出
- ② 税務署長等が発する書類の受領
- ③ 国税の納付および還付金等の受領

3. 納税管理人の選定手続き

納税者が、納税管理人を定めたときは、下記の事項を記載した書面を納税地の所轄税務署に届出なければなりません（通法117②、通令39）。

- ① 納税者の納税地
- ② 個人である納税者が国内に住所等を有しないこととなる場合には、国外における住所または居所となるべき場所
- ③ 納税管理人の氏名および住所または居所
- ④ 納税管理人を定めた理由

なお、納税管理人を解任した場合には、所定の事項を記載した書面を納税地の所轄税務署長に届出なければなりません（通法117②）。

税制改正の内容

今回の改正前は、納税管理人の選定が必要な納税者が納税管理人の選定を行わなかった場合には、税務当局が納税者に接触する手段がありませんでした。このような背景のもと、税務当局が効果的に納税者に対して税務調査等を行うことができるように、納税管理人が適切に選任されることを確実にするための改正が行われました。

1. 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という。）を明示して、60日を超えない範囲内でその準備に通常要する日数を勘案して定める日（以下「指定日」という。）までに、納税管理人の届出をすべきことを求めることができるようになりました（通法117③）。

2. 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、特定事項の処理につき便宜を有する者（国内に住所または居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」という。）に対し、その納税者の納税管理人となることを求めることができるようになりました（通法117④）。

3. 税務当局による特定納税管理人の指定

所轄税務署長等は、上記1の求めを受けた納税者（以下「特定納税者」という。）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記2により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を、特定事項を処理させる納税管理人（以下「特定納税管理人」という。）として指定することができようになりました（通法117⑤）。

なお、上記1から3の制度拡充は、令和4年1月1日より適用されます。

お見逃しなく！

- 上記3における、「一定の国内関連者」とは、特定納税者が個人である場合には、その個人と生計を一とする配偶者その他の親族で成年に達したものとされています（通法117⑤一イ）。一方で、特定納税者が法人である場合には、その法人との間にいずれか一方の法人の発行済株式または出資の総数または総額の50%以上を直接または間接に保有する関係のある法人、もしくは、その法人の役員またはその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者とされています（通法117⑤二イロ）。
- また、特定納税者が個人または法人のいずれの場合においても、次に該当する者は「一定の関連者」とされています（通法⑤一ロハ、通法⑤二ハ）。
 - ① 当該特定納税者に係る国税の課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実について当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者
 - ② 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引を当該特定納税者が継続的に、または反復して行う場を提供する事業者